

一般廃棄物収集運搬業許可証

主たる事務所の所在地

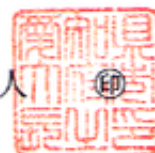
瀬戸市山の田町43番地の303

名称 有限会社 岩田清掃

代表者 代表取締役 岩田 勝次

平成30年2月6日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業について、次の条件を付して許可します。

大府市長 岡村 秀人



許可番号	収集・運搬 - 4
許可期間	平成30年4月1日から2年間
事業の区分	収集運搬
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
許可条件	<p>(1) 大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に定める条項を遵守すること。</p> <p>(2) 一般廃棄物収集運搬業を廃止、取り消し又は休止する場合、その他の事情の如何を問わず、市は一切の損害補償に依らない。</p> <p>(3) 収集運搬した事業系一般廃棄物は、東部知多クリーンセンターへの搬入を基本とすること。 ただし、事業系一般廃棄物のうち生ごみ（食品残渣等）については、オオブユニティ(株)リサイクルプラント横根工場バイオガス発電施設へ搬入することを認める。 なお、搬入先及び処理方法を変更する場合は、必ず協議すること。</p> <p>(4) この証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。</p> <p>(5) 収集車両の左右両側に、「大府市事業系」と表示すること。 また、「産業廃棄物収集運搬車」や借用した収集車両に他社の社名が表示されている場合は、その表示を見えないようにすること。</p> <p>(6) その他、市長が必要と認めることを遵守すること。</p>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

一般廃棄物収集運搬業変更届出書

平成30年 8月21日

大府市長 殿

申請者 住所 瀬戸市山の田西43番地の303
 株式会社 岩田清掃
 氏名 代表取締役 岩田勝次
 (法人にあっては主たる事務所の所在地、
 名称及び代表者名)



一般廃棄物収集運搬業の全部若しくは一部を廃止又は住所等の変更をしたので、大府市
 廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条第3項の規定により次のとおり届出し
 ます。

許可年月日	平成 30年 4月 1日	許可番号	収集・運搬 — 4
廃止	業務区分		
	取扱廃棄物の種類		
	廃止の別	1 全部	2 一部
変更	変更事項	商号変更	
	変更前	有限会社 岩田清掃	
	変更後	株式会社 岩田清掃	
廃止又は変更年月日	平成 30年 7月 23日		
廃止又は変更する理由	商号を変更する為		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする